

日本歯科医学会評議員選出基準

第1条 この基準は、日本歯科医学会規則第15条第1項の規定に基づき定める。

第2条 評議員は、各専門分科会および日本歯科医師会会員の中から選出する。

第3条 各専門分科会から選出される評議員の数は、その会員数により、次のとおりとする。

(会員数)	(評議員数)
1,000名以下	1名
1,001名以上3,000名以下	2名
3,001名以上	3名

二. 第一号に規定する各専門分科会から選出される評議員数は、2年ごとに見直すものとし、評議員の任期終了年度の9月末日現在の各専門分科会会員数を適用する。

第4条 日本歯科医師会会員より選出される評議員は、日本歯科医師会会長が日本歯科医師会定款施行規則第23条に定める地区ごとに2名(計14名)を推薦するものとする。

第5条 本基準を改廃しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この基準は、昭和53年9月14日より施行する。
- 2 昭和51年4月1日に制定された日本歯科医学会評議員選出基準は廃止する。
- 3 この基準施行前に選出された評議員は、この基準により選出されたものとみなし、その任期は、昭和55年3月31日までとする。
- 4 この基準施行の際、一般会員の中から選出される評議員の任期は、昭和55年3月31日までとする。

附 則

- 1 この基準は第11次改正定款施行の日(昭和55年6月3日)から施行する。
- 2 この基準施行の際、現に評議員である者は、この基準により委嘱された評議員とみなし、その任期は改正前の基準で定められた期間とする。

附 則

この基準は、昭和55年9月19日から施行する。

附 則

この基準は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日より施行する。

(参考)

社団法人日本歯科医師会定款 施行規則第 23 条に定める地区

北海道・東北地区	北海道、 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東地区	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、山梨県
東京地区	東京都
信越・東海地区	長野県、新潟県、 静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
近北地区	富山県、石川県、福井県、滋賀県、和歌山県、奈良県、京都府、 大阪府、兵庫県
中国・四国地区	岡山県、鳥取県、広島県、島根県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県